

「館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託」の実施要領等に関する意見及び質問に対する回答

※提出された意見及び質問は、事務局にて誤記や記載漏れ等を補完した上で回答を掲載しております。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
1	実施要領	4	第2	2-5	(3)			任意事業	任意事業において、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸与とのことですが、有償貸付の条件（貸付範囲、賃料算定、契約形態、原状回復等）の標準条件案を提示いただける予定があるかご教示ください。	現時点では標準条件案の提示は予定しておりません。任意事業に関する有償貸付の条件等については、事業者の提案内容（使用目的、範囲、期間等）を踏まえ、関係法令等に基づき協議の上、決定することとします。
2	実施要領	5	第2	2-8				業務の費用負担	義務事業及び附帯事業の項目について『市は、表 1 に示す義務事業に係る業務の実施に要する費用を負担する。』とありますが、付帯事業も義務事業と同様との認識で良いでしょうか。	附帯事業は、事業者が提案し、採用された場合に実施する事業です。実施に伴う費用については、提案内容に基づき、委託料に含めるものとして扱います。
3	実施要領	5	第2	2-9				委託料の支払	物価スライドについて適用はあるのか、また適用率の想定はありますでしょうか。	物価スライドの適用を想定しております。なお、適用に関する具体的な条件や適用率等につきましては、『委託料の支払方法（案）』にお示ししております。
4	実施要領	5	第2	2-10				プロフィットフェア	費用縮減分のベースライン設定方法、シェア比率、適用期間、検証方法（第三者評価の有無）をご教示ください。	一律の指定は行わない方針です。実現可能かつ客観的な検証が可能な手法をご提案いただき、契約締結後に協議して決定することを想定しております。
5	実施要領	7	第2	2-14-2	(3)			本業務の継続が困難となった場合の措置	不可抗力（自然災害や社会的な混乱、政府の命令など）及び特定法令等の変更で生じた事業者の損害すべて自己負担となるかご教示ください。このような事象により事業継続が困難となった場合などで生じた事業者の損害を事業者が負担する場合、倒産リスクが高くなりますので、公的機関が負担することを検討願います。	不可抗力及び特定法令等の変更によって生じた損害や増加費用については、全てを受注者負担とするものではありません。基本的にはリスク分担表に沿って分担し、業務継続に多大な影響を及ぼす事象については、協議の上、負担割合を決定することを想定しております。
6	要求水準書（案）	2	第1	1-5	(5)			地元企業の活用	地元企業の定義がございましたらご教示ください。	「地元企業」とは、原則として館林市内に本店、支店又は営業所等を有する企業を想定しております。
7	要求水準書（案）	2	第1	1-5	(5)			地元企業の活用	「地元企業で対応可能な業務については、積極的に地元企業の活用等を行うものとする」とありますが、地元企業で実績のある業務、及び実施企業をご教示ください。	地元企業が過去に実施した業務及び実施企業等の実績につきましては、資料及び図書等閲覧時にお示ししておりますので、当該資料をご参照ください。
8	要求水準書（案）	5	第2					統括管理業務の要求水準	実施要領P.5の表2提案見積の上限額はかなり厳しい金額です。本要求水準の緩和を検討願います。例えば、管路施設維持管理業務、処理施設維持管理業務、コンサルタント業務それぞれで業務責任者を配置するので、それぞれの業務に関する窓口、報告書の作成・報告、危機管理対応、緊急時対応はそれぞれの業務責任者が担い、その他のマネジメントや情報管理、セルフモニタリングは統括遂行責任者が行うなど、検討願います。	人員配置については、要求水準を満たし、業務の品質確保や危機管理対応に支障がない体制であれば、各業務責任者が各々の担当業務において個別に発注者との窓口対応等を行う運用とすることも妨げるものではありません。具体的なマネジメント体制については、効率化に向けた事業者の提案としてお示しください。
9	要求水準書（案）	6	第2	2-4	(1)			統括管理	「業務主任技術者は、それぞれ担当する業務の遂行に必要な全ての業務の管理・監督を行うものとする。」とありますが、これは統括遂行責任者の業務内容ではないと思いますがいかがでしょうか。	ご認識のとおりです。業務主任技術者は自身が担当する「個別業務」における管理・監督を行う者となり、統括遂行責任者との役割分担を記載しているものです。
10	要求水準書（案）	6	第2	2-5-1				業務実施計画書の策定	月間業務実施計画書は必要ないでしょうか。	月間業務実施計画書の提出については、年間計画や月間報告書等により業務の進捗管理が可能であるため、これらの提出をもって代替することを想定しています。
11	要求水準書（案）	11	第3	3-3-3				点検業務	実施方針であった点検業務が削除された理由をご教示ください。	現行のストックマネジメント計画に基づく管路施設の状態把握方法は「調査（カメラ調査及び目視調査）」を原則としているため、計画的な目視点検を除いたためです。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
12	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(2)	①		実施箇所及び数量	具体的な巡視路線をご教示ください。	公共下水道及び特定公共下水道の処理区のみコンクリート系の管種かつ過年度調査済み路線以外を優先し、具体的な対象路線をご提案ください。
13	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(2)			巡視業務	項目名「巡視」の貴市が実施を想定している対象路線の詳細（対象路線の位置・管径・延長等の一覧）及び「提案見積の上限額」で貴市が想定されている見積り条件（日進量等）をご教示ください。	公共下水道及び特定公共下水道の処理区のみコンクリート系の管種かつ過年度調査済み路線以外を優先し、具体的な対象路線の提案をしてください。 日進量等の見積条件については、事業者のノウハウに基づく効率的な実施計画としてご提案ください。
14	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(2)			巡視業務	項目名「巡視」の作業内容ですが、巡視は日本下水道協会の図書に巡視は蓋を開けずに地表面及びマンホール周辺を地表より確認するとあります。貴市の想定している巡視はこの内容で満足しているかご教示下さい。	基本的には、日本下水道協会の図書に準拠し、地表面等からの目視確認による巡視を想定しております。 ただし、地表面からの確認において異常（陥没の兆候や異臭等）が疑われる場合など、状況に応じてマンホールの蓋を開けて内部を確認していただくことも想定しています。
15	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(3)	①		実施箇所及び数量	具体的な調査路線をご教示ください。また、下水道法の一部改正に基づく下水道施行令への対応により、調査方法の高度化、調査延長の増加となった場合の費用負担についてどのようにお考えかご教示ください。	具体的な調査路線は、館林市下水道事業計画支援業務委託ストックマネジメント計画策定業務報告書（令和8年3月）のとおりですが、法令改正等により、当初の要求水準を著しく超える調査方法の変更や延長の増加が生じた場合、提案額の範囲内への調査路線・調査方法の見直しを含めた協議の上、増加費用が発生する場合は本市が負担することを基本とします。
16	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(3)	②		業務内容	浚渫が必要と判断した場合、別途費用をいただけるのかご教示ください。	本業務における清掃にて対応することを想定していますが、大規模な浚渫が必要と判断された場合は、別途協議とします。
17	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(3)	②		調査業務	「洗浄により管きょ内の堆積物が下流に押し流せない場合や、著しい堆積物のため早急に清掃等の対応が必要と判断した場合には、発注者に報告し対応については別途協議する」とありますが別途協議とは、貴市負担による清掃作業、産業廃棄物収集運搬・産業廃棄物処分及び一般廃棄物収集運搬・一般廃棄物処分の実施可否を協議するという認識で宜しいでしょうか？	ご認識の点（本市負担による清掃・処分の実施可否）も協議事項に含まれますが、そのみに限定されるものではありません。 現場の状況や発生原因を踏まえ、受注者側での具体的な対応方針（清掃方法や応急対応など）と、それに伴う費用負担のあり方を含め、総合的な解決策について協議を行うことを想定しています。
18	要求水準書（案）	12	第3	3-4-1	(3)			調査業務	施設名「管きょ及びマンホール」の貴市が実施を想定している対象路線・人孔の詳細（対象路線の管径・延長・対象人孔の位置・規格等の一覧）及び「提案見積の上限額」で貴市が想定されている見積り条件（管路は小中口径カメラ調査か大口径カメラ調査か、マンホールはマンホール目視調査でよいか、日進量等）をご教示ください。	実施を想定している対象路線・人孔は、館林市下水道業計画支援業務委託ストックマネジメント計画策定業務報告書（令和8年3月）のとおりであり、口径による小中口径カメラと大口径カメラ調査の使い分け、マンホール目視調査を想定しておりますが、調査方法（カメラの種類等）や日進量については、事業者の提案によるものとします。
19	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ア		污水管清掃	具体的な清掃路線をご教示ください。	具体的な污水管の清掃路線については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。
20	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ア		污水管清掃	産業廃棄物の運搬処分について、運搬処分業者との契約は市の方で行っていただくようお願いいたします。	污水管清掃において発生する廃棄物の収集運搬及び処分の契約については、本業務の受注者が締結し、実施することを想定しております。
21	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ア		污水管清掃	施設名「污水管きょ」の貴市が実施を想定している対象路線の詳細（対象路線の管径・延長・堆積量等の一覧）及び「提案見積の上限額」で貴市が想定されている見積り条件（産業廃棄物処分数量及び一般廃棄物処分数量等）をご教示ください。	具体的な污水管の清掃路線や処分数量等の見積条件については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
22	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	イ		雨水きょ清掃	具体的な清掃路線をご教示ください。	具体的な雨水きょの清掃路線については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。
23	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	イ		雨水きょ清掃	施設名「雨水管きょ」の貴市が実施を想定している対象路線の詳細（対象路線の水路幅・延長等の一覧）及び「提案見積の上限額」で貴市が想定されている見積り条件（産業廃棄物処分数量及び一般廃棄物処分数量等）をご教示ください。	具体的な雨水きょの清掃路線や処分数量等の見積条件については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。
24	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ア・イ		污水管清掃、雨水きょ清掃	污水管清掃及び雨水きょ清掃で発生する産業廃棄物の処分、及び一般廃棄物の処分を行うにあたり、処分業者との契約は受注者が行うという認識で宜しいでしょうか？	污水管清掃及び雨水きょ清掃で発生する産業廃棄物の収集運搬及び処分の契約については、本業務の受注者が締結し、実施することを想定しております。 なお、一般廃棄物の処分先（搬入先）等につきましては、別途協議の上、決定するものとします。
25	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ウ		水路除草	具体的な除草箇所をご教示ください。	具体的な水路除草箇所については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。
26	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(4)	ウ		水路除草	施設名「雨水管きょ（又は水路）」の貴市が実施を想定している対象路線の詳細（対象水路の位置情報等）及び「提案見積の上限額」で貴市が想定されている見積り条件（人力何m2、肩掛式何m2、処分何t等）をご教示ください。	具体的な水路除草箇所や処分数量等の見積条件については、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等を踏まえ、事業者にてご提案ください。
27	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(5)	ア		污水管清掃	農業集落排水事業と地域し尿処理事業を対象とする污水管清掃で発生する一般廃棄物の処分先が未定で「別途協議の上、決定する」と以前の回答でありましたが、貴市より処分業者を提示して頂けるのかご教示下さい。	処分先の提示に限らず、まずは当該一般廃棄物の適正な処分方法や取り扱いについて協議を行い、その協議結果に基づき本市と受注者における役割分担や、最終的な処分業者の選定等の対応方針を総合的に決定することを想定しております。
28	要求水準書（案）	13	第3	3-4-1	(5)	ア		污水管清掃	一般廃棄物処分が必要となる吸引を伴う清掃作業は処分業者と契約するまでは実施不可になると思いますが、貴市は一般廃棄物の処分業者を選定し契約するまでの間の対応についてどのように考えているかご教示ください。	処分業者の選定や契約に限らず、適正な処分方法全体の検討及び決定がなされるまでの間につきましては、緊急を要する対応を除き、当該清掃作業の実施時期を調整（後倒し等）するなどの運用について、協議を行うことを想定しております。
29	要求水準書（案）	14	第3	3-4-1	(5)	①		実施箇所及び上限額	実施要領P.5の表2提案見積の上限額はかなり厳しい金額であり、その中に4,000千円/年×10年＝40,000千円は含まれているのかご教示ください。また、1件あたりの上限額を示していない理由及び上限以上となった場合の取扱いをご教示ください。	提案見積の上限額には、要求水準書に定める上限額が含まれています。1件あたりの上限額を示していないのは、案件ごとに規模が異なるため、年間の総額枠として運用します。上限を超える恐れがある場合は別途協議とします。
30	要求水準書（案）	14	第3	3-4-1	(5)	②		修繕業務	貴市の定義する「突発修繕」は修繕（上限額400万/年）に含まれるのかご教示ください。	突発修繕についても、当該修繕（上限額400万円/年）の枠内に含まれます。
31	要求水準書（案）	14	第3	3-4-1	(5)	②		修繕業務	「費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、発注者と受注者との協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする」と記載がありますが、貴市は修繕の上限額400万を1件/年、又は都度実施の積上げた件数/年のどちらで想定されているかご教示下さい。	修繕の上限額400万円/年は、年間の総額（積上げた件数の合計）として想定しています。
32	要求水準書（案）	14	第3	3-4-1	(5)	②		修繕業務	「受注者と発注者との協議の上、諸経費を決定する」とありますが、上限額400万円/年のうち10万円程度の案件から400万円程度の案件までと考えると大きい金額を基に諸経費を決めた場合に小規模修繕の場合に受注者の施工費が確保出来ない場合が想定されます。貴市の考えている諸経費の上限及び下限についてご教示ください。	修繕規模に応じた適切な諸経費率の設定等については、あらかじめ一律の基準を設けるのではなく、契約締結後速やかに、実態に即した算定方法となるよう、協議の上、決定することとします。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
33	要求水準書（案）	14	第3	3-4-1	(5)	②		修繕業務	修繕費用は貴市が算出するのでなく、受注者が見積り（費用）を提示し協議・決定するという認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。 対象となる修繕が発生した都度、受注者から見積りを提示いただき、協議の上、決定します。
34	要求水準書（案）	16	第3	3-5-1	(5)	②		電力の調達及び管理	電力の調達は、物価変動とは別の要因で大きく上下限することが予想されます。電力会社との契約及び支払いを受注者が行うのであれば、年間の想定電力使用量を提示いただくとともに、物価変動とは別に、年平均の電力単価変動に伴って契約変更する仕組みを提示願います。	過去の電力使用量等の実績については、資料及び図書等閲覧時に示しております。 また、電力料金の精算方法等につきましては、『委託料の支払方法（案）』にお示ししているとおりです。
35	要求水準書（案）	16	第3	3-5-1	(6)			廃棄物管理業務	産業廃棄物の運搬処分について、運搬処分業者との契約は市の方で行っていただくようお願いいたします。	各処理場施設から発生する産業廃棄物（脱水ケーキ、し渣・沈砂等）の収集運搬及び処分業者との契約主体につきましては、頂戴したご意見も踏まえ、現在、関係部署と協議・検討を行っております。 本業務における取り扱いが決定次第、改めて公表（回答）いたします。
36	要求水準書（案）	20	第3	3-6-2	(1)	1)①		受注者が処理すべき1日あたりの流入下水量の上限	23,170m3/日は、館林水質管理センターの上限値かご教示ください。その他の施設の上限値もご教示ください。 また、上限値を超えた場合の契約変更方法についてご教示ください。	当該上限値は館林水質管理センターの処理能力等を示しており、その他の施設については次のとおりです。 近藤処理場：4,800m3/日、下早川田農集排：284m3/日、木戸農集排：208m3/日、大島地域し尿：300m3/日 また、過年度の実績等から合理的に想定できる範囲を著しく超えた場合の取扱いは、リスク分担表に基づき、協議の上、決定します。
37	要求水準書（案）	25	第3	3-6-5	(1)	⑤		定期修繕	実施要領P.5：表2 提案見積の上限額はかなり厳しい金額であり、52,300円/年×10年＝523,000千円が含まれているのかご教示ください。また、1件あたりの上限額を設定しない理由及び上限以上となった場合の取扱いをご教示ください。あと、5,000千円/1件の場合でも受託者から再委託が可能（建設業法に抵触しない）なのかご教示ください。	提案見積の上限額には、要求水準書に定める上限額が含まれています。1件あたりの上限額を示していないのは、案件ごとに規模が異なるため、年間の総額枠として運用します。上限を超える恐れがある場合は別途協議とします。また、再委託した業務への事業者の実質的な関与を前提とし、建設業法等の関係法令を遵守する範囲において再委託も可能です。
38	要求水準書（案）	25	第3	3-6-5	(2)	⑤		突発修繕	実施要領P.5：表2 提案見積の上限額はかなり厳しい金額であり、10,300円/年×10年＝103,000千円が含まれているのかご教示ください。また、1件あたりの上限額を設定しない理由及び上限以上となった場合の取扱いをご教示ください。あと、5,000千円/1件の場合でも受託者から再委託が可能（建設業法に抵触しない）なのかご教示ください。	No. 37と同様になります。
39	要求水準書（案）	26	第3	3-6-7	(2)	1)		産業廃棄物の管理	産業廃棄物の運搬処分について、運搬処分業者との契約は市の方で行っていただくようお願いいたします。	No. 35と同様になります。
40	要求水準書（案）	26	第3	3-6-7	(2)	1)		産業廃棄物の管理	表19の廃棄物等の量を超えた場合の取扱いについてご教示ください。	表19等に出す予定数量を超過した場合の費用については、受注者の運転管理の瑕疵等に起因する場合を除き、原因が本市の帰責事由や不可抗力による場合は本市が負担します。 なお、料金の精算につきましては、『委託料の支払方法（案）』にお示ししているとおりです。
41	要求水準書（案）	26	第3	3-6-7				廃棄物管理業務	産廃処分について、処分業者との契約については、館林市が締結するとの理解で良いでしょうか。	No. 35と同様になります。
42	要求水準書（案）	26	第3	3-6-7				廃棄物管理業務	産廃処分費及び一廃処分費について、定期修繕や突発修繕、高木管理同様に年間の上限額の提示（基準金額の提示）をして頂くことは可能でしょうか。	処分費に係る年間の上限額（基準金額）を提示する予定はございません。 金額等のご検討にあたりましては、資料及び図書等閲覧時において過去の実績等をお示ししておりますので、当該実績等をご活用ください。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
43	要求水準書（案）	27	第3	3-6-7	(2)	1)		産業廃棄物の管理	表20の廃棄物等の量を超えた場合の取扱いについてご教示ください。	No. 40と同様になります。
44	要求水準書（案）	27	第3	3-6-7	(2)	2)		一般廃棄物の管理	表21の廃棄物等の量を超えた場合の取扱いについてご教示ください。	No. 40と同様になります。
45	要求水準書（案）	28	第3	3-6-8	④			高木管理の上限額	実施要領P.5：表2 提案見積の上限額はかなり厳しい金額であり、5,900円/年×10年＝59,000千円が含まれているのかご教示ください。	提案見積の上限額には、要求水準書に定める上限額が含まれています。
46	要求水準書（案）	30	第4	4-2-2	④			管理技術者の不適当判断	コンサル業務にのみ、このような設定がされている理由及び判断基準をご教示ください。	コンサルタント業務は、本市下水道事業の根幹となる計画策定やストックマネジメントを担うため、特に技術力を求めています。業務委託契約書（案）第67条「統括遂行責任者等に対する措置請求」のとおり、他業務においても同様の取り扱いを想定しております。 また、判断基準は、モニタリング基本計画書（案）「3. 要求水準等未達時の措置」を参考に判断することを想定しております。
47	要求水準書（案）	31	第4	4-2-4				積算基準	処理施設維持管理業務の積算基準は、日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領（処理場・ポンプ場施設編）」に準拠して積算を行うのでよろしいでしょうか。	当該要領等を参考にし、事業者のノウハウ等による効率化・コスト削減の提案（積算）を期待します。
48	要求水準書（案）	32	第4	4-2-7	②			管理技術者の打合せ出席	管理技術者はすべての打合せに出席する必要があるかご教示ください。また、その場合、実施要領の表2の提案見積の上限額にその費用が計上されているかご教示ください。	全ての打合せへの出席を義務付けるものではなく、議題に応じてWeb会議等も活用しながら適切に参画いただくことを想定しています。 これらに要する費用は提案見積の上限額に含まれます。
49	要求水準書（案）	32	第4	4-2-11				会計実地検査等	4-2-4 積算基準：下水道事業に係るコンサルタント業務の積算基準は、「下水道用設計標準歩掛表」に準拠して積算を行うものとするがありますが、会計実地検査等への対応は、本歩掛表に含まれていない中、どのように積算したかご教示ください。	会計実地検査等への対応費用については、突発的ではあるものの、一般的な行政受託業務に付随する範囲内で対応可能なものとして想定し、上限額を算出しています。
50	要求水準書（案）	32	第4	4-3				履行期間を通じて委託する業務	一つの業務に対して、実施時期を増やす必要がある場合は、増額変更対応となるのかご教示ください。	受注者の都合や提案によって実施時期を増やす場合については、原則として増額変更の対象としません。 本市の指示や法令変更等の外部要因により業務量が追加となった場合は、協議の上、決定することとします。
51	要求水準書（案）	32	第4	4-3				履行期間を通じて委託する業務	管路施設のストックマネジメント実施方針見直し業務は、下水道法の一部改正に伴う下水道法施行令の内容を反映した見直しを早期（初年度）に行う必要があります。本見直し内容については、現在国の方でガイドラインを作成中で、その内容によって見直し費用を積算する必要があります。また、本見直しは、期間内にもう一度行うことが必須であります。以上のことを踏まえ、契約変更に関する考えをご教示ください。	国のガイドライン改訂等（法令変更に類する事象）により、当初の想定を大幅に超える作業が発生した場合及び当初の要求水準にない追加作業を本市が指示した場合には、別途協議の対象とします。
52	要求水準書（案）	42	第4	4-7-1	(2)			業務対象	対象施設の内、どの設備（沈砂池設備等）を対象としているのか、及びどれほどの管路延長を対象しているのかで大きく費用が変わります。実施要領P.5 表2 提案見積の上限額を積算する際に想定した対象設備及び管路延長をご教示ください。	処理場施設の対象設備は、沈砂池・ポンプ室、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素消毒施設、汚泥処理棟、処理水再利用施設を想定しております。 管路施設の修繕・改築延長は、要求水準書3-4-1(3) 調査業務に示されている調査延長の10%を想定しております。
53	要求水準書（案）	45	第4	4-7-5	(1)	⑤		JSが満足する水準	日本下水道事業団業務への趣旨を満足する水準を具体的に提示願います。	館林市水質管理センター他再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）業務委託報告書（令和2年7月）及び館林市ストックマネジメント全体計画および実施計画業務委託報告書（令和7年3月）と同水準の内容を想定しております。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
54	要求水準書（案）	53	第5	5-1	(1)	(ア)		発注者による準備	既存施設等の情報についてExcel等の電子データで提供してもらうことが可能かご教示ください。	既存施設等の情報については、本市が提供可能な範囲において提供します。
55	要求水準書（案）	53	第5	5-1	(3)			確認の方法	施設運営を行うことができない状態或いはその兆候が見られるものに対する対応についてご教示ください。	原則として本市の責任（費用負担）において対応することとしますが、事象の規模や緊急性に応じて協議の上、対応方法（実施主体及び費用負担等）を決定します。
56	要求水準書（案）	53	第5	5-1	(4)			確認結果及び保管	現段階でどのような内容を想定しているか具体的に提示願います。 各設備に対して、健全度評価のための調査・診断を行うのであれば、別途費用が必要と考えます。	本項は業務開始時の「引継ぎ確認（目視点検や試運転等）」を想定しており、詳細な健全度評価（老朽化診断等）を要求するものではありません。 通常想定される引継ぎ業務の範囲内で対応をお願いいたします。
57	要求水準書（案）	53	第5	5-1	(5)			契約不適合に対する措置	発注者ではなく、受注者が契約前の不適合の措置を行う理由をご教示ください。	当該規定における受注者が行う措置とは、受注者自らが修繕等を実施するという意味ではなく、契約書（案）に記載のとおり、「受注者は発注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる」旨の内容を指しています。
58	要求水準書（案）	53	第5	5-2	(1)	(ア)		受注者による事前確認	現段階でどのような内容を想定しているか具体的に提示願います。 各設備に対して、健全度評価のための調査・診断を行うのであれば、別途費用が必要と考えます。	No. 36と同様、業務開始に向けた各施設の現状の引継ぎ確認を想定しており、別途費用を要する詳細な調査・診断を求めるものではありません。
59	要求水準書（案）	54	第5	5-2	(1)	(ウ)		受注者による事前確認	管路施設の確認も対象となる可能性があるのかご教示ください。管路施設の調査・診断も別途費用が必要と考えます。	管路施設は延長が膨大であり、業務開始前に受注者が全線を調査・確認することは物理的・時間的に困難であるため、業務開始前の引継ぎ確認（事前確認）の対象とはいたしません。
60	要求水準書（案）	54	第5	5-2	(2)			確認の方法	毎月報告した上で、市によるモニタリングを受けているにも関わらず、業務終了時の確認を行う理由をご教示ください。	日々の報告やモニタリングは日常の維持管理状況を把握するためのものですが、業務終了時の確認は、施設全体の最終的な状態を一括して確認するために実施します。 これにより、契約満了時点での責任分界点を明確にして終了後のトラブルを未然に防止するとともに、本市又は次期事業者へ業務の円滑で確実な引継ぎを行うことを目的としています。
61	要求水準書（案）	56	第6	6-1	(1)			発注者及び受注者の役割	「受注者は、発注者又は発注者が指定する者の」ではないか確認願います。	ご指摘のとおりです。 当該箇所については、「移行期間における業務引継ぎ等」は、受注者が主体的に実施するものとし、発注者又は発注者が指定する者の要求する下水道施設等の習熟に必要な情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。」が正しい文章となります。
62	要求水準書（案）	58	第7	7-1	(1)			下水道施設等の一部の変更又は改良等	交付金で建設したものを変更或いは改良しても問題ないのかご教示ください。更新支援型と理解していますが、改良も対象とするのでしょうか。	ご認識のとおり本業務は更新支援型であるため、業務範囲に工事（改築・改良）は含まれておりません。 記載の「変更又は改良」につきましては、事業者からの提案に基づく附帯事業又は任意事業として実施されるものを想定しています。 なお、交付金対象施設において変更等を行う場合、国への財産処分の手続き等が生じる可能性があるため、実施に当たっては事前に別途協議の対象とさせていただきます。
63	要求水準書（案）	67	第9	9-2				運転・維持管理業務のモニタリング	市の方でモニタリング実施計画書を作成しないことがあり得るのかご教示ください。	「モニタリング基本計画書（案）」にお示ししており、「モニタリング実施計画書」を作成予定となります。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
64	リスク分担表	1	共通	経済	7			物価変動	委託料変更の規定の範囲内とは具体的にご教示ください。	物価変動等に係る具体的な規定の範囲（対象となる変動幅の基準等）につきましては、『委託料の支払方法（案）』にお示ししているとおりです。
65	リスク分担表	1	共通	経済				物価変動	国土交通省より公表されている工事設計労務単価、及び設計業務委託等技術者単価が年度毎に変動しています。仮に10年間増額し続けた場合など労務単価の見直しが無い場合に作業費が確保できないことも予想されますので、物価変動として扱って頂けるかご教示ください。	労務単価等の著しい変動につきましても物価スライドの適用を想定しております。具体的なスライド適用の条件や計算方法等の詳細につきましては、『委託料の支払方法（案）』にお示ししているとおりです。
66	リスク分担表	1	共通	経済				物価変動	委託料変更の規定の範囲内の場合は受注者負担、規定の範囲を超える場合は発注者負担と記載がありますが、具体的に「規定の範囲」をご教示ください。	『委託料の支払方法（案）』の「2. 委託料の改定」、「2. 1. 賃金又は物価が変動した場合等における委託料の改定」に記載の内容を想定しております。
67	リスク分担表	1	共通	経済	8			資金調達	要求水準に示している業務量などに対して、資金が調達できずに実行できない場合のリスクはどのように発注者側で対応してもらえるのかご教示ください。	要求水準を満たすための資金計画及び資金調達は原則として受注者の責任となりますが、本業務は更新支援型であるため、大規模な資金調達リスクは生じないものと想定しております。その上で、受注者の資金調達を円滑に進めるため、金融機関等への業務内容の説明や関連書類の提供が求められる場合には、別途協議願います。
68	リスク分担表	2	維持管理		19			流入水量及び水質変動リスク	要求水準書で日及び年間の上限が定められているが、その範囲とは異なる基準なのかご教示ください。異なる場合、合理的に想定できる範囲とは、具体的にどのような内容かご教示ください。	要求水準書に記載の上限値は処理能力の基準として定めているものですが、リスク分担表における「合理的に想定できる範囲」の具体的な数値や条件について、一律に定めているものではありません。実際の運用においては、要求水準書の記載を前提としつつも、過年度の実績等に照らして許容できる範囲か否かを、協議の上で判断することとしております。
69	リスク分担表	3	維持管理		22			修繕費増大リスク	改築計画どおりに工事できない場合も発注者リスクかご教示ください。また、そのようなことが発生した場合、ユーティリティ費及び修繕費の増加が発生する可能性があります。その場合の対応方法をご教示ください。	受注者の責に帰さない事由により改築工事が遅延し、修繕費等が増加する可能性がある場合、まずは受注者において、運用上の工夫等による可能な限りの費用軽減策（代替措置）を検討・実施していただくことを想定しております。その上で、なお発生する増加分については、協議の上、発注者の負担を含めた適切な対応を決定することとします。
70	委託料の支払方法（案）	3	1	1. 1	(1)	1）及び3）		委託料の算出方法と支払方法	統括管理業務及び処理施設の運転・維持管理には人件費以外にも費用がかかります。実施要領P. 5の表2、提案見積の上限額はかなり厳しく、人件費以外の費用を計上するのも厳しい状況です。人件費以外の費用についての取り扱いについてご教示願います。	提案見積の上限額は、人件費、各業務に必要な経費、過年度の実績等を総合的に勘案して設定しています。人件費以外の費用についても、本上限額の範囲内で事業者のノウハウ等を活用した効率的な実施体制・調達方法をご提案ください。
71	委託料の支払方法（案）	3	1	1. 1	(1)	3)	(イ)	委託料の算出方法と支払方法	②分類C-2～C-5 人件費以外の費用を対象とする。とあり、支払額は請求額となっております。一方、実施方針に関する意見及び質問に対する回答No.26、汚泥等廃棄物処分に係る運搬・処分業者との契約、費用の支払い及びマニフェストの管理は全て事業範囲に含めるものとしております。本業務に伴う事務処理に係る費用については、必要経費として適切に提案価格へ含めていただくことを想定しております。とあります。廃棄物管理業務に限らず、分類C-2～C-5では事務処理に係る費用が必要となりますが、ご負担いただけないのでしょうか。	事務処理に係る費用は、基本業務の一般管理費等に含まれるものとして取り扱いますので、これらの事務処理費用は提案見積金額に含めてご提示ください。
72	委託料の支払方法（案）	3	1	1. 1	(1)	3)	(イ)	委託料の算出方法と支払方法	②分類C-2～C-5 人件費以外の費用を対象とする。とあり、支払額は請求額となっております。分類C-2～C-5では、自社で実施する業務もありますが、この場合の取り扱いについてご教示願います。	受注者自ら（又はグループ構成員）が業務を実施する場合も、『委託料の支払方法（案）』にお示ししているとおり、精算の対象となります。ただし、当該業務の実施に伴う自社の人件費や事務経費等の基本業務に含まれるべき費用については、精算対象外として取り扱う場合があります。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答
73	委託料の支払方法（案）	4						委託料の改定	管路管理業務で「企業向けサービス価格指数・種別/諸サービス-小類別/平均」とありますが、本業務は公共事業であること、本業務費の半数以上は労務費であることから他業務と同様に設計労務単価、及び技術者単価の変動を指標として下さい。仮に反映されない場合に事業費が確保できない可能性があります。また、機材については市場価格の変動を指標で良いかと思います。	『委託料の支払方法（案）』の内容については、優先交渉権者決定後の契約協議時に別途協議とします。